#### 田沼行政センター清掃業務委託仕様書

- 1 履行場所及び清掃方法
  - ・履行場所 佐野市田沼町974番地3 佐野市役所田沼行政センター
  - ·清掃方法 日常作業、定期作業
- 2 履行期間 令和7年12月1日から令和10年11月30日まで(36カ月) この契約は長期継続契約(地方自治法第234条の3)として実施する。
- 3 日常作業
  - (1) 作業日及び作業時間

作業日は、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))、 年末年始(12月29日から1月3日)、毎週土曜日及び日曜日を除く毎日とし、 作業時間は午前8時15分から正午までを原則とする。

- (2) 清掃作業員
  - ア 午前8時15分から正午まで2名の作業員を常駐させるものとする。
  - イ 作業員は、清潔な作業服を着用し、名札を着けることとする。
  - ウ 作業中は、事故、建物及び備品等の損傷防止等に注意する。
- (3) 清掃範囲及び方法
  - ・共用部分 玄関ホール等出入口、廊下、階段、各階エレベーターホール、 エレベーター機内外、湯沸室、便所、壁面及び扉、 間仕切等の造作、別館
  - 専用部分 各部署の事務室内(会議室を含む)で指定された範囲
  - ア 田沼行政センター全館の床面は、箒による掃き清掃、掃除機による吸塵、 モップによる水拭き除塵を行う。なお、作業は1階事務室から実施する。
  - イ 1 階事務室内OAフロア(床タイルカーペット)は、掃除機等で丁寧に吸 塵を行う。
  - ウ 扉のガラス面の清掃は、汚れた部分を水拭き又は乾拭きをする。
  - エ 屑籠等の清掃は、内容物を集積し、容器を拭くこととする。
  - オ 便所、洗面所等は、床用洗剤及び薬液類によって洗浄する。 なお、液体石けん、トイレットペーパーの補充も行うこととする。
  - カ 清掃範囲は、田沼行政センター建物内部だけでなく、建物外周の玄関前、西 ロ、北口等についても含むものとする。
  - キ 施設から発生する廃棄物 (可燃ごみ、缶、びん及びペットボトル等) は、 ご み収集カレンダーに基づき、廃棄物集積所に搬出する。
- (4) 清掃作業業務従事者名簿

受注者は、清掃作業業務従事者名簿を提出し、異動があった場合も同様とする。

- 4 定期作業 (ワックス清掃及び窓ガラス清掃)
  - (1) 作業日

ア ワックス清掃は、年6回、2カ月ごとに2回に分割し、閉庁日に実施する。 イ 窓ガラス清掃は、年1回、具体的な実施日時について、施設管理担当者と 協議のうえ、実施する。

- (2) 清掃作業員
  - ア 受注者は、契約履行を期するため業務に適した者を配置する。
  - イ 作業中は、事故、建物及び備品等の損傷防止等に注意する。
- (3) 清掃範囲及び方法
  - ア ワックス清掃は、田沼行政センター及び別館 2 階の各種タイルの床(ビニール床シート、ビニールタイル)を床用洗剤により水洗いをするか、または モップで床に付着している汚物を取除いたうえで、樹脂ワックスを塗布する。
  - ※清掃範囲に田沼行政センター1階耐火書庫及び3階サーバー室(踏込)を除く。
  - イ 窓ガラス清掃は、田沼行政センター内部窓及び外部窓を水または、薬液類に より汚れを落とし、乾拭きにより磨き清掃作業をする。

また、高所作業に際し十分に総合的な安全対策を講じ、安全確保を図ること。 ※清掃範囲に別館を除く。

- (4) 清掃計画及び実施報告
  - ア 清掃実施計画書は、前月25日までに提出し、予め発注者の承認を得るものとする。
  - イ 実施報告は、作業終了後、完了報告書を提出する。なお、施設管理担当者の検 査を受け、作業に不十分な点があるときは、施設管理担当者の指示に従い、清 掃を行うものとする。
- 5 清掃作業実施上の留意点
  - (1) ガソリン、ベンジン等引火性の危険物は使用しない等、火気には十分注意するとともに衛生にも留意すること。
  - (2) 常に細心の注意を持って作業を実施し、建物、付属設備及び物品等を損傷しないようにすること。
  - (3) 電気、ガス、水道の使用にあたっては、極力節減に努めること。
  - (4) 清掃実施の際に施設利用者の利便性に配慮すること。
- 6 清掃に使用する材料の指定及び負担区分
  - (1) 清掃に使用する材料は、日本工業規格品又はこれと同等以上とする。
  - (2) 清掃に使用する材料、機械、器具類等は、受注者の負担とし、電気、ガス、水道は、発注者の負担とする。
  - (3) トイレットペーパー、液体石けんは、受注者の負担とする。
    - ※参考使用数量(昨年度実績)
    - トイレットペッパー 月96個程度×12カ月

液体石けん 月 8リットル程度×12カ月

- (4) ごみ袋は、発注者の負担とする。
- (5) 常駐者の休憩場所、清掃に使用する材料及び消耗品置場は、発注者が提供するものとする。
- (6)建物、付属設備及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは、受注者が費用負担をするものとする。
- 7 清掃作業日誌の提出及び事故又は異常報告

清掃作業業務従事者は、その日の清掃状況を明らかにするため、清掃作業日誌を作成し、毎月初めに前月分の清掃作業日誌を提出すること。また作業中、建物、器物等の損傷又は異常を認めた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

#### [ 参考 ]

1 職員数 約35人(うち別館6人)

2 床延べ面積

田沼行政センター 1,315.08㎡

(うち清掃面積 1,171.7㎡、ワックス面積856.3㎡)

※各階の床仕上げ及び面積は、別添のとおり

別館 544.22 m<sup>2</sup>

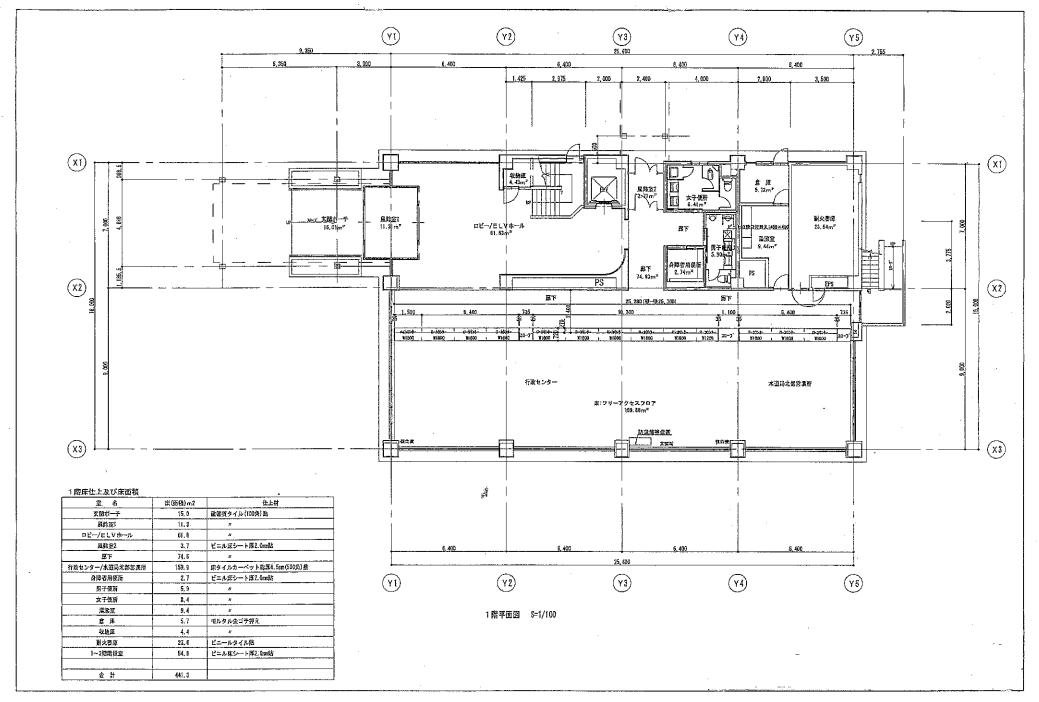
(うち清掃、ワックス塗布面積145.07m²)

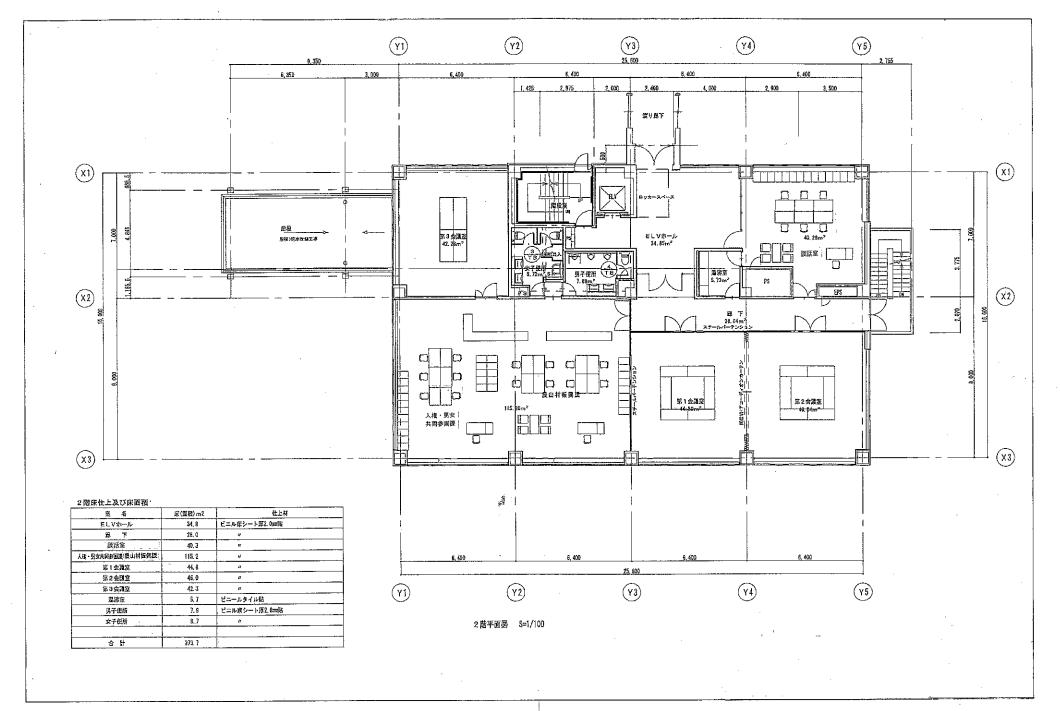
※別館平面図を参照のこと。

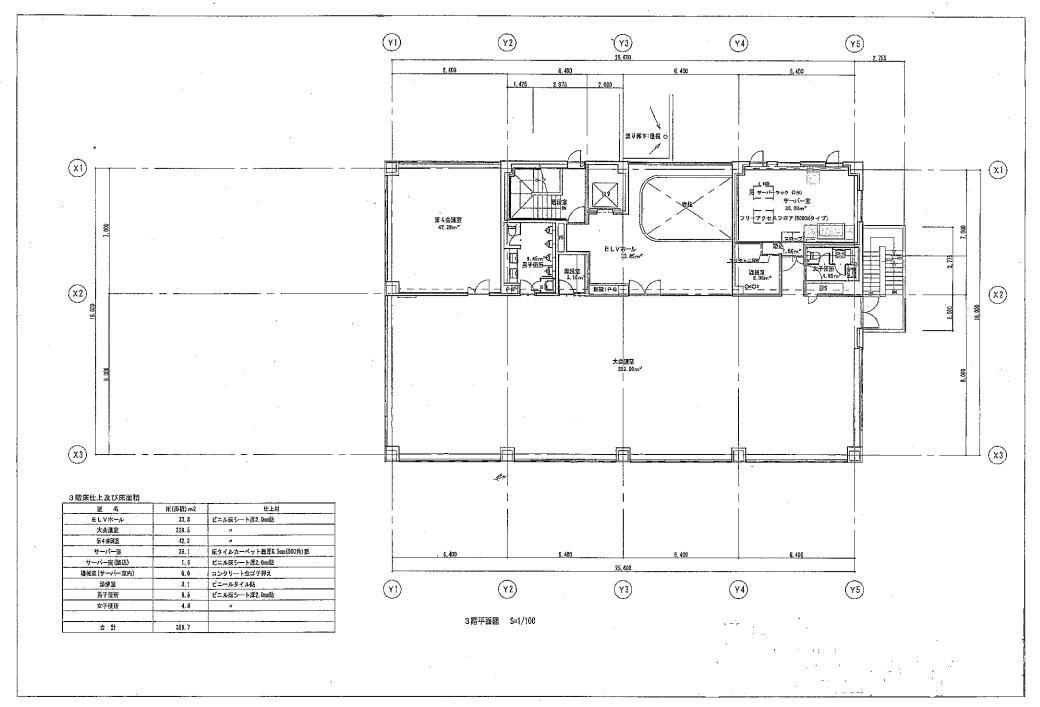
3 窓ガラス面積 375.57㎡ (別館は除く。)

※階数の内訳は、別添のとおり

4 便所 8ヶ所(うち別館 1ヶ所)







## 3階床仕上及び床面積

室 名	床(面積)m2	仕上村		
ELVホール	33.8	ビニル床シート厚2.0mm貼		
大会議室	229. 5			
第4会議室	42. 3	"		
※ サーバー室	26.1	床タイルカーペット総厚6. 5mm (500角) 敷		
: ※ サーバー室(踏込)	1.6	ビニル床シート厚2,0mm貼		
※ 機械室(サーバー室内)	6.0	コングリート金ゴテ押え		
湯沸室	3.1	ビニールタイル貼		
男子便所	9.5	ビニル床シート厚2.0mm貼		
女子便所	4.8	H .		
		-		
合 計	356.7			

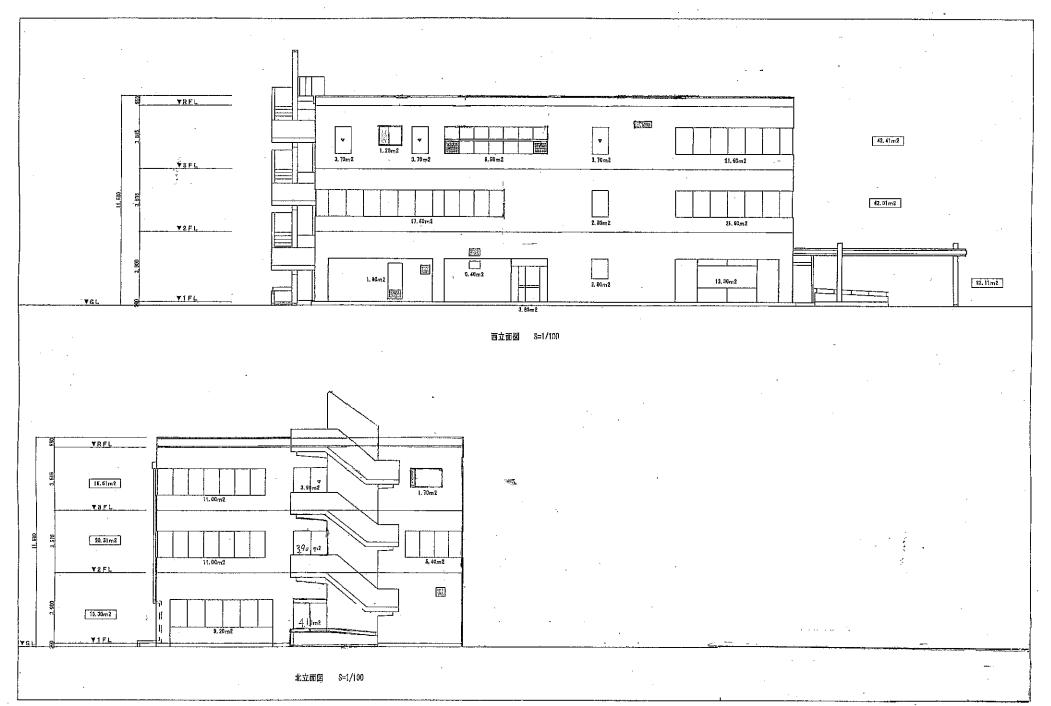
## 2階床仕上及び床面積

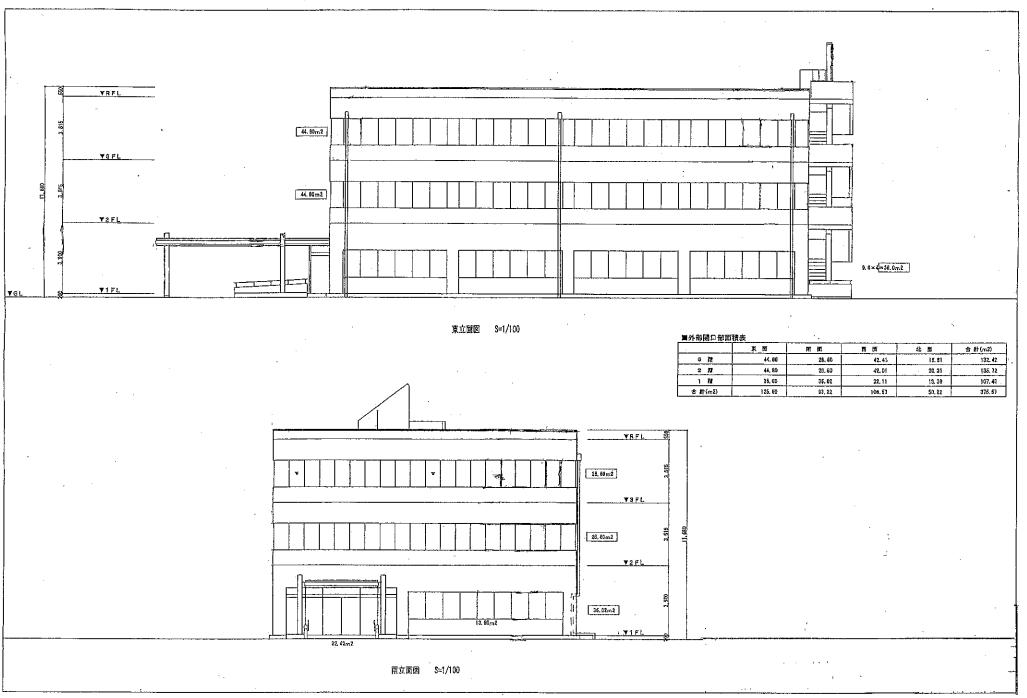
室名	床(面積)m2	仕上材		
ELVホール	. 34.8	ビニル床シート厚2.0mm貼		
廊下	28.0			
談話室	. 40.3	# .		
権·男女共同参画部/農山村振興課	. 115.2	H		
第1会議室	44. 8	π		
第2会議室	46. 0	Н		
第3会議室	42. 3	H .		
湯沸室	5. 7	ビニールタイル貼		
男子便所	7.9	ビニル床シート厚2.0㎜貼		
女子便所	8. 7	н		
合 計	373.7			

## 1階床仕上及び床面積

1 1日かい アライが ひ、りいけば				
室 名	床(面積)m2	仕上材		
※ 玄関ポーチ	15, 0	磁器質タイル(100角) 貼		
※ 風除室[	11,3	σ.		
※ ロビー/ELVホール	61.8	'n		
風除室2	3.7	ビニル床シート厚2. Cmm貼		
廊下	74.6	tt .		
※行政センター/水道局北部営業所	159, 9	床タイルカーペット総厚6,5mm (500角) 敷		
身障者用便所	2.7	ビニル床シート厚2.0mm貼		
男子便所	5. 9	17		
女子便所	8. 4	. H		
湯鴻室	. 9,4 .	ti .		
※ 倉 庫	5. 7	モルタル金ゴテ押える。		
※ 収納庫	4.4	Л		
※ 耐火書庫	23, 6 -	ビニールタイル貼		
1~3階階段室	54.9	ビニル床シート厚2. Onmp貼		
-				
小 計	441.3			
合計 ""	1, 171.7	-		

※部分についてはワックス塗布なし





# ■外部開口部面積表

·	東面	南面	西面	北面	合 計(m2)
3 階	44. 80	28. 60	42. 41	16. 61	132. 42
2 階	44. 80	28, 60 -	42. 01	20. 31	135. 72
1 階	36, 00	36.02	22. 11	13. 30	107. 43
合 計(m2)	125. 60	93. 22	106. 53	50. 22	375, 57

